

西根川流域土砂流出対策連絡会議

日時：令和８年７月１６日（木） １０：００～

場所：南会津町役場 正庁

次第

- 1 あいさつ
 - ・ 南会津町長
 - ・ 関東森林管理局計画保全部治山課長
 - ・ 福島県砂防課長
- 2 各機関における全体計画及び事業内容について
 - ・ 令和７年度の事業実績
 - ・ 令和８年度の事業予定
- 3 その他

	所属	職名	氏名	
構成員	関東森林管理局計画保全部治山課	治山課長	坂 賢	
	会津森林管理署南会津支署	支署長	金子 友次	
	南会津町	町長	渡部 正義	
	福島県砂防課	課長	木下 秀幸	
	福島県南会津建設事務所	所長	伏見 聡	
オブザーバー	環境省檜枝岐自然保護官事務所	国立公園管理官	塩野目 望	
	福島県森林保全課	主任主査	松岡 武史	代理出席・WEB

随行者	関東森林管理局計画保全部治山課	国有林治山係長	篠原 直生	
	会津森林管理署南会津支署	総括治山技術官	飯沼 新	
		治山技術官	井上 賢	
	南会津町建設課	建設課長	室井 利和	
	南会津町舘岩総合支所	支所長	阿久津 勝英	
		振興課長	菊地 孝幸	
	福島県南会津建設事務所河川砂防課	課長	古山 良宏	
	福島県砂防課	主幹	柳沼 威	
		主査	丹治 康範	

令和 8 年度 西根川流域土砂流出対策連絡会議連絡会

令和8年7月16日

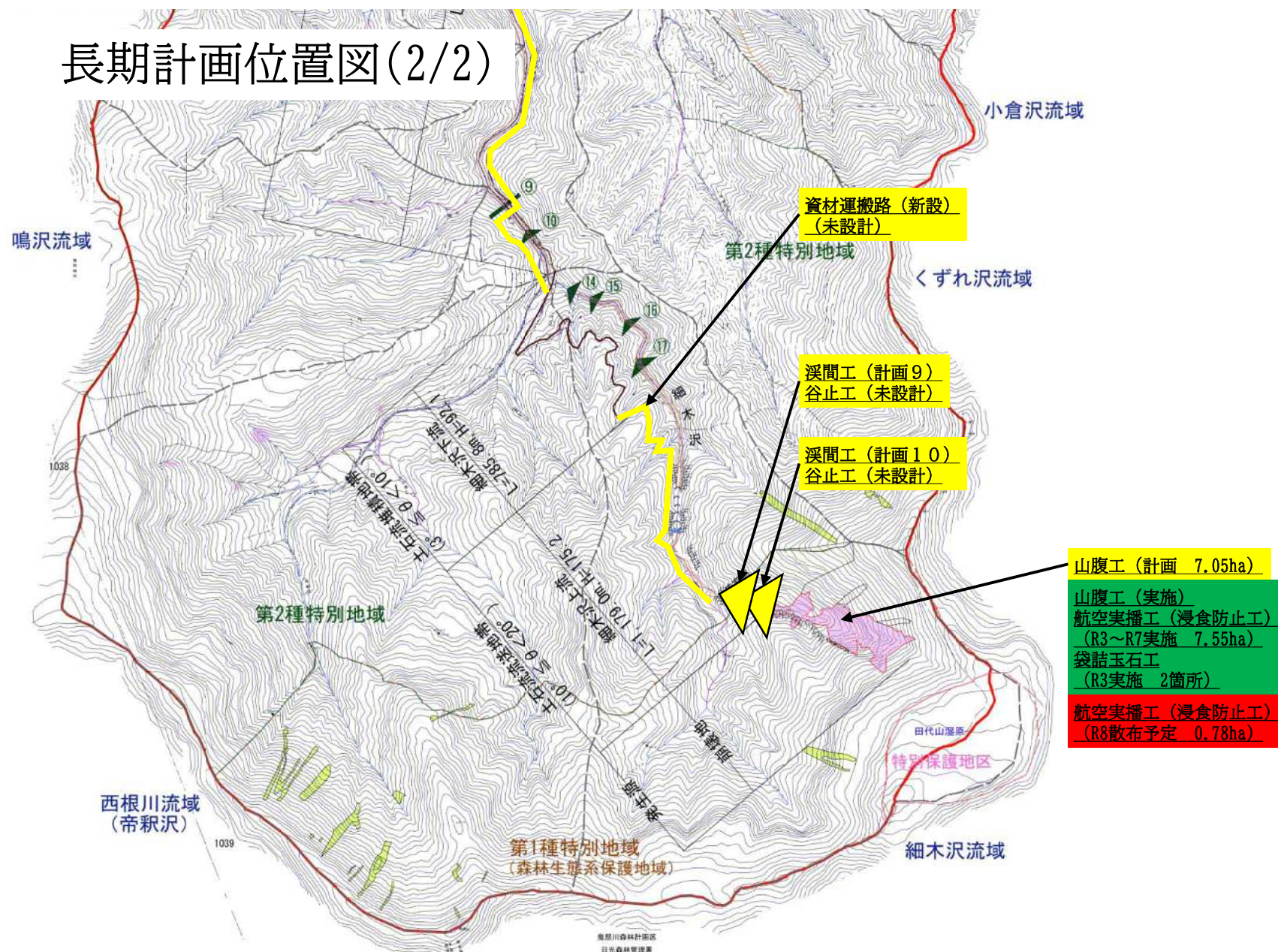
事業実施機関	長期計画（全体計画）	事業実績		事業予定			備考
		これまで（令和 6 年度以前）	昨年度（令和 7 年度）	今年度（令和 8 年度）	来年度（令和 9 年度）	短期計画（令和 8 ～10年度）	
関東森林管理局	西根川上流地区 令和 3 年度～令和21年度（19年間） ・ 溪間工10基（計画1～計画10） ・ 山腹工 7.05ha ※令和 7 年 8 月に計画内容を変更	○工事 ・ 治山ダム(S39～H22) ・ 航空実播工(H14～H16) ・ 資材運搬路作設(H13～、直近H27) ・ 河床整理(H30) ・ 巨石積護岸工(R2) ・ 航空実播工(R3～R6)5.80ha ・ 袋詰玉石工(R3)2箇所70袋 ・ 治山ダム嵩上げ(R3～R4)※計画2、3 ・ 治山ダム(R5～R6)※計画7 ○調査設計 ・ 全体計画調査(R元) ・ 航空レーザ測量(R元～R3) ・ 山腹工概況調査(R3) ・ 治山ダム実施設計(R2～R4)※計画2～4、6、7 ・ 資材運搬路実施設計(R5)L=1,440m	○工事 ・ 治山ダム(R8.1月完成)※計画7 ・ 航空実播工(R7.11月完成)1.75ha ○環境省協議 ・ 資材運搬路設置L=1,440m	○工事 ・ 資材運搬路(R8.3月契約)L=280m ・ 治山ダム(R8.7月入札予定)※計画6 ・ 航空実播工(R8.8月入札予定)0.78ha ○調査設計 ・ 治山ダム支障木調査※計画6 ○環境省協議 ・ 資材運搬路設置L=1,440m ・ 治山ダム設置1基※計画6	○工事 ・ 治山ダム(R9予算要求)※計画6 ・ 資材運搬路（R9予算要求）※第1工区 ○調査設計 ・ 航空実播工(浸食防止工)の施工効果(R9予算要求) ・ 資材運搬路支障木調査※第2工区	○工事 ・ 治山ダム※計画6 ・ 山腹工 ・ 資材運搬路作設L=920m ○調査設計 ・ 航空実播工(浸食防止工)の施工効果 ・ 資材運搬路実施設計L=420m	・ 計画的な事業実行 ・ 予算の確保
福島県	砂防堰堤 N = 4 基 流木止め工 N = 1 基 （内訳） ・ 西根川 砂防堰堤 N = 2 基 流木止め工 N = 1 基 ・ 糸沢（土石流危険渓流）支川 砂防堰堤 N = 1 基 ・ 上ノ山沢（土石流危険渓流）支川 砂防堰堤 N = 1 基 応急対策（除石工） ・ 河道内除石工 V=2.6万m3	○工事 ・ 河道内堆砂除去(土砂流出の都度実施) ・ 流木止め工設置(R3.3月完了) ・ 河道内堆砂除去(継続) ○委託 ・ 砂防全体計画(土砂・洪水氾濫対策検討業務)検討 ・ 測量調査 ・ 詳細設計 ・ 航空レーザ測量 ・ 砂防全体計画策定 ・ 砂防堰堤測量(R6.3月完了)(本川 2 基) ・ 詳細設計(R6.3月完了)(本川下流不透過型堰堤) ・ 用地測量(本川下流側不透過型堰堤)	○工事 ・ 河道内除石工 ・ 工事用道路工完了(本川下流不透過型堰堤)(R7.9) ○委託 ・ 砂防堰堤測量・地質調査(本川上流不透過型堰堤・支川透過型堰堤2基) ○用地 ・ 用地交渉・用地補償(本川下流不透過型堰堤)	○工事 ・ 河道内除石工 ・ 堰堤本体工(本川下流不透過型堰堤) ○用地 ・ 用地交渉・用地補償(本川下流不透過型堰堤)	○工事 ・ 河道内除石工 ・ 堰堤本体工(本川下流不透過型堰堤) ○委託 ・ 砂防堰堤詳細設計（本川上流不透過型堰堤・支川透過型堰堤2基）	○工事 ・ 砂防堰堤工事完了（本川下流不透過型堰堤） ○委託 ・ 砂防堰堤詳細設計（本川上流不透過型堰堤・支川透過型堰堤2基） ・ 用地測量（本川上流堰堤）	・ 用地取得 ・ 残土置場の確保 ・ 予算の確保
南会津町		○工事 ・ 鵜巢堰土砂撤去工事(R2.12) 水路L=158.0m（南郷総合支所） ・ 和泉田地区沈砂池浚渫工事(R3.1) V=6,495.0m ³ （南郷総合支所） ・ 古町幹線水路土砂撤去工事(R3.3) （白沢地内 取水口及び水路） L=1,000m（伊南総合支所） ・ 木賊温泉岩風呂屋根設置(R3.7) （木賊集落発注） ・ 木賊温泉岩風呂脱衣所・照明設置工事 （R3.10..）(木賊集落発注、「南会津町元気の地域づくり事業」補助金を充当) ○重機借上げ ・ 木賊温泉岩風呂周辺土砂撤去(R3.3) （館岩総合支所） ・ 川衣堰頭首工取水口付近堆積土砂撤去 （R4.12川衣集落発注「南会津町集落維持発展支援事業補助金」を活用） ・ 川衣堰頭首工取水口付近堆積土砂撤去 （R6.9川衣集落単独実施）	・ 川衣堰頭首工取水口付近堆積土砂撤去 （R8.3川衣集落発注「南会津町集落維持発展支援事業補助金」を活用）				

西根川上流地区(田代山)における治山対策について



林野庁
関東森林管理局・会津森林管理署南会津支署

長期計画位置図(2/2)



西根川上流地区(田代山)における治山対策について



林野庁
関東森林管理局・会津森林管理署南会津支署

【令和7年度の事業】

【土石流堆積区域】

下流域への土砂の流出を軽減させるため、現地発生材を利用したソイルセメント工法による溪間工（計画7）の新設工事を令和5年度から実施し、1基が完成。（令和7年11月工事完了）

【崩壊地対策】

令和3年度から令和6年度に引き続き、ヘリコプターを活用した航空実播工（侵食防止工）1.75haを実施。（令和7年10月工事完了）

西根川上流地区復旧治山工事
事業内容：溪間工（計画7）



ソイルセメント谷止工 左岸部（R7年11月12日撮影）

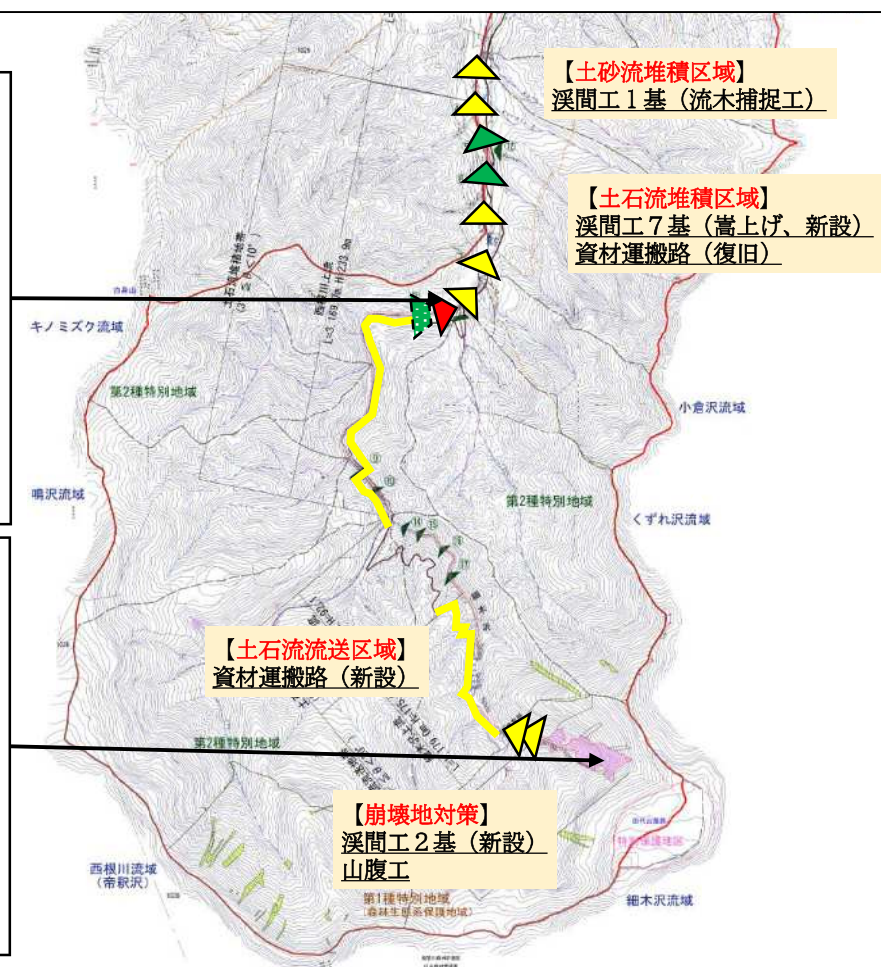
西根川上流地区（細木沢）復旧治山工事
事業内容：山腹工（航空実播工）



航空実播工施工前（R7年10月2日撮影）



航空実播工施工後（R7年10月4日撮影）

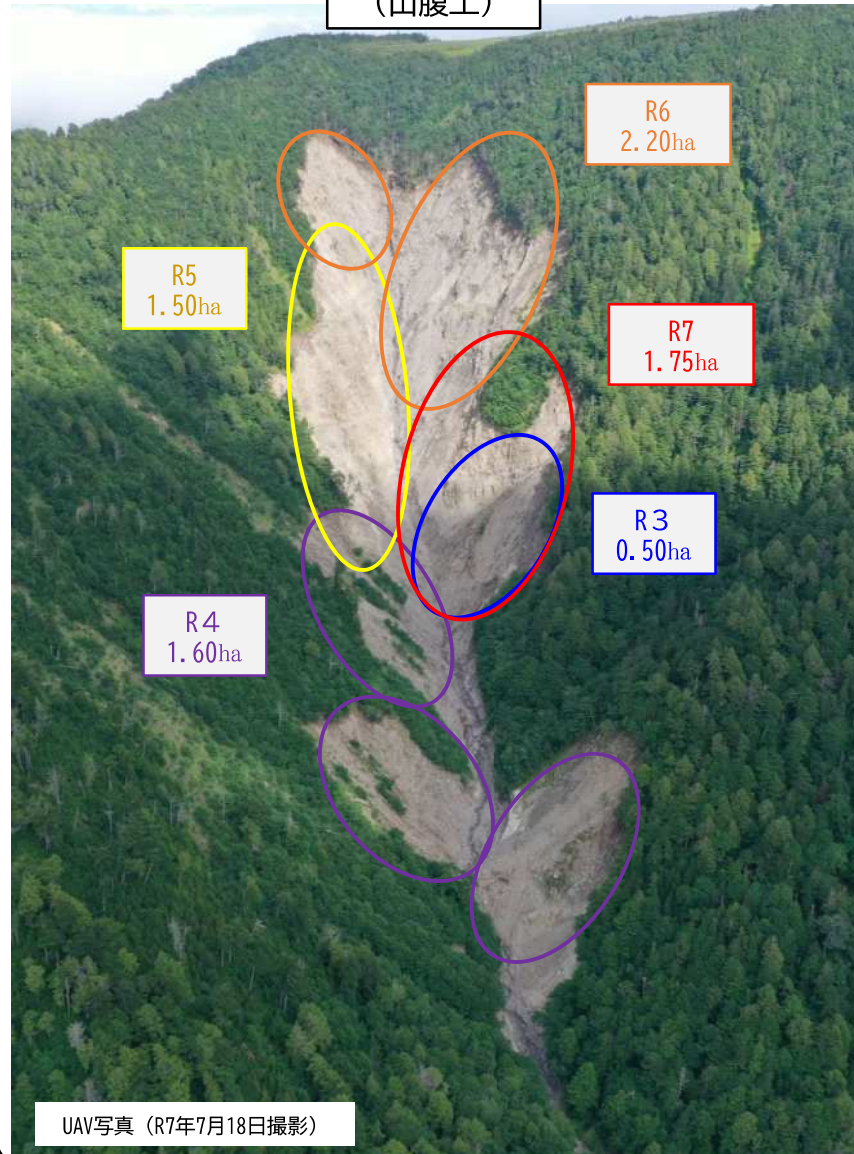


西根川上流地区(田代山)における治山対策について



林野庁
関東森林管理局・会津森林管理署南会津支署

航空実播工
(山腹工)



ソイルセメント谷止工
(溪間工計画7)



西根川上流地区(田代山)における治山対策について



林野庁
関東森林管理局・会津森林管理署南会津支署

【令和8年度の事業】

【土石流堆積区域】

下流域への土砂の流出を軽減させるため、現地発生材を利用したソイルセメント工法による溪間工（計画6）を計画。（令和8年7月入札予定）

【土石流流送区域】

上流部での治山工事を進めるのに不可欠な運搬路の復旧に着手予定。（令和8年3月契約）

【崩壊地対策】

令和3年度から令和7年度に引き続き、ヘリコプターを活用した航空実播工（侵食防止工）を予定。（令和8年8月入札予定）

西根川上流地区復旧治山工事（R8二箇年国債）
事業内容：溪間工（計画6）



西根川上流地区（細木沢）復旧治山工事（R7補正）
事業内容：山腹工（航空実播工）



田代山斜面崩落による西根川の土砂流出に係る関係機関との調整について

R4.8.22
砂防課
資料5

課題

- ① 各機関（林野庁、福島県）が西根川流域を調査し※、対策を実施。（※一部、LP測量は共有）
- ② 地域住民（南会津町）に対し、各機関から事業に関する積極的かつ十分な情報提供がされていない。



関係機関の情報共有・連携が必要

対応案

- ① 西根川の上下流一体となった土砂流出対策に、より一層連携して取り組み、下流への土砂の過剰供給を抑制する。
- ② ①について、定期的に地域住民（南会津町）に情報提供し、西根川事業に係る相互理解を図る。

	林野庁	福島県	南会津町	オブザーバー
連絡会議 ・ 西根川流域における土砂流出対策の全体計画に関すること （長期的な計画） ・ 事業の実施（変更）計画に関すること （事業（概ね5年程度）の計画） ・ 事業の進捗に関すること （当該年度の事業予定、前年度の事業実績） ・ その他連絡調整を必要とするもの	関東森林管理局 治山課長 会津森林管理署 南会津支署長	砂防課長 南会津建設 事務所長	南会津町長	森林保全課長 ※その他情報共有等が必要な機関があれば随時参加を依頼
連絡会議幹事会 ・ 連絡会議に関する事項の詳細な内容に関すること ・ その他連絡調整を必要とするもの	南会津支署 総括治山技術官	砂防課 主任主査 南会津建設事務所 河川砂防課長	建設課長 舘岩総合支所長	

開催時期

- ・ 連絡会議：年1回程度（5月を目途に開催）
- ・ 連絡会議幹事会
 - 定期：年2回程度（①当該年度の事業予定・前年度の実績報告、②当該年度の事業実績・次年度の事業予定報告）
 - 臨時：土砂の大量流出が確認される等開催が必要と判断した場合

令和4年8月22日に西根川流域土砂流出対策連絡会議を開催し、設置要綱等について構成員より了承された。

西根川流域土砂流出対策連絡会議設置要綱

(名称)

第1 本会は、「西根川流域土砂流出対策連絡会議」（以下「連絡会議」という。）と称する。

(趣旨)

第2 田代山の斜面崩落等に起因する、西根川流域における土砂流出対策に係る計画、測量調査、工事管理、その他の事務で両者の連絡調整を要するもの（以下「連絡調整事項」という。）は、この要綱により連絡会議を開催し連絡調整事項を協議するなど、緊密な連携の基、土砂流出対策を推進するものとする。

(構成)

第3 連絡会議は、下記により構成する。

- (1) 関東森林管理局治山課長
- (2) 会津森林管理署南会津支署長
- (3) 福島県砂防課長
- (4) 福島県南会津建設事務所長
- (5) 南会津町長

(オブザーバー)

第4 連絡会議において、情報提供、専門的助言を受けるため、オブザーバーとして下記の機関に出席を招請することが出来るものとする。

- (1) 福島県森林保全課長
- (2) その他、情報共有等が必要となる事項に関係する機関

(連絡会議)

第5 連絡会議は、毎年5月を目途に開催するほか、必要のつど申出により臨時に開催するものとする。

2 連絡会議は、連絡調整事項のうち次の事項について協議するものとする。

(1) 西根川流域における土砂流出対策の全体計画に関する事項

(2) 事業の実施（変更）計画に関する事項

(3) 事業の進捗に関する事項

1) 当該年度の事業予定に関すること。

2) 前年度の事業実績に関すること。

(4) その他連絡調整を必要とするもの。

(幹事会)

第6 連絡会議の下部組織として幹事会を設け、構成や調整する内容は下記のとおりとする。

2 構成

(1) 関東森林管理局会津森林管理署南会津支署 総括治山技術官

(2) 福島県南会津建設事務所 河川砂防課長

(3) 南会津町 建設課長、舘岩総合支所長

(4) 福島県砂防課 主任主査

3 幹事会は、毎年2回（5，12月）の開催とするほか、必要のつど申出により臨時に開催するものとする。

4 幹事会は、連絡調整事項のうち次の事項について協議するものとする。

(1) 第4の2に関する事項の詳細な内容に関すること

(2) その他連絡調整を必要とするもの。

5 幹事会で協議した内容は、連絡会議に報告するものとする。

(事務取扱い)

第7 本会議の事務は、福島県砂防課が取扱うものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は関東森林管理局治山課長及び福島県砂防課長がその都度協議して定めるものとする。

2 この要綱は、令和4年8月22日から適用する。

3 この要綱は、令和5年6月9日（一部改正）から適用する。

西根川流域土砂流出対策連絡会議 設 立 趣 意 書

西根川の上流域にある田代山は尾瀬国立公園内にあり、その特異な地形から山頂は湿原に覆われ数多くの高山植物が群生し、毎年多くの登山者が訪れる県内有数の観光地となっています。

西根川の支川にあたる田代山北側の細木沢源頭部は花崗岩類を基盤としており、その上位には固結度が弱く崩壊しやすい火山^{まひつ}砕屑岩が分布しています。そのため、古くから細木沢は斜面崩落を繰り返し、崩壊地を形成していましたが、平成30年の台風24号、令和元年の台風19号に伴う大雨によりその崩壊地が急激に拡大しました。これにより、下流域の西根川、伊南川に大量の土砂が流出し、木賊温泉の旅館や共同浴場などに被害があり、下流域では、農業用水や魚類等の生態系が崩れるなど、地域住民の生命と財産のほか、観光業などの地域振興にも影響が出ています。

西根川は、上流域は林野庁が管理する国有保安林であり、下流は福島県が管理する区間であり、河川区域かつ砂防指定地になっており、これまでも各々の管理者が治山事業や砂防事業を実施してきたところです。しかし、個々の取り組みであったため、その効果と検証が充分ではなく、また、そうした情報も地元の方々に伝わりづらいとの声も頂いておりました。

このような状況のなかで、西根川流域の上下流一体で効率的・効果的に土砂流出対策を進めるうえで、各管理者においてこれまでに得た知見や、各々が実施する対策計画、工事、その後の維持管理について情報を共有し連携して取り組み、地元の方々へ情報提供等を行うため、「西根川流域土砂流出対策連絡会議」を設立するものであります。

令和4年8月22日

西根川流域土砂流出対策連絡会議